

厚生年金保険・国民年金事業の概況

(令和 4 年 8 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和4年8月末の国民年金と厚生年金保険（第1号）の被保険者数は、6,268万人であり、前年同月に比べて、8万人（0.1%）減少している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,642,752	41,282,916	25,024,982	16,257,934	318,200
船員以外	2,638,712	41,231,376	24,973,442	16,257,934	318,078
一般男子	・	24,973,015	24,973,015	・	360,954
女子	・	16,257,934	・	16,257,934	252,217
坑内員	・	427	427	・	372,834
（再掲）短時間労働者	40,420	591,072	148,727	442,345	149,222
船員	4,040	51,540	51,540	・	415,706
国民年金	・	21,395,632	7,424,939	13,970,693	・
第1号	・	13,722,696	7,231,046	6,491,650	・
任意加入	・	192,841	73,250	119,591	・
第3号	・	7,480,095	120,643	7,359,452	・
合計	・	62,678,548	32,449,921	30,228,627	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

(2) 給付状況

- 令和4年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,464万人であり、前年同月に比べて、12万人（0.3%）減少している。

表 2 制度別年金受給者数

(単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号） 計	36,063,604	15,741,294	14,079,530	492,078	5,736,203	14,499
旧共済組合を除く	35,770,007	15,569,542	14,021,807	489,853	5,674,681	14,124
旧 法	618,138	196,942	142,833	26,472	238,080	13,811
新 法	35,137,151	15,368,408	13,878,449	462,511	5,427,783	・
（再掲）基礎あり	27,394,962	14,339,024	12,674,851	317,063	64,024	・
基礎または定額あり	27,076,177	14,384,690	12,691,487	・	・	・
基礎繰上げあり	2,004,712	618,620	1,386,092	・	・	・
基礎繰上げなし	25,071,465	13,766,070	11,305,395	・	・	・
基礎及び定額なし	2,170,680	983,718	1,186,962	・	・	・
船員保険（旧法）	14,718	4,192	525	870	8,818	313
旧共済組合 計	293,597	171,752	57,723	2,225	61,522	375
旧 法	70,531	49,914	1,506	838	17,898	375
新 法	223,066	121,838	56,217	1,387	43,624	・
（再掲）基礎あり	176,151	120,989	53,978	1,183	1	・
国民年金 計	36,150,855	33,036,252	925,491	2,106,049	83,063	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	7,130,564	5,071,742	324,359	1,704,996	29,467	・
旧法拠出制	512,319	273,220	200,106	31,856	7,137	・
新法基礎年金	35,638,536	32,763,032	725,385	2,074,193	75,926	・
（再掲）基礎のみ	7,782,129	5,907,544	125,900	1,720,370	28,315	・
（再掲）基礎のみ共済なし	6,618,245	4,798,522	124,253	1,673,140	22,330	・
福祉年金	4	4	・	・	・	・
合 計	44,643,350	34,317,537	2,276,192	2,279,881	5,755,241	14,499

- 注 1. 厚生年金保険（第1号）の受給者とは、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。
2. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。
4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧 J R 共済、旧 N T T 共済、旧 J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者をいう。
5. 「基礎あり」は、同一の年金種別の基礎年金の受給権を有する者をいう。
6. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
7. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
8. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者をいう。
9. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和4年8月末の国民年金、厚生年金保険（第1号）及び福祉年金の受給者の年金総額は、49.9兆円であり、前年同月に比べて、0.0兆円（0.0%）減少している。

表3 制度別受給者年金総額						
	総数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第1号）計	25,479,420	17,100,953	2,475,198	331,035	5,568,253	3,982
旧共済組合を除く	25,157,866	16,862,654	2,462,924	329,054	5,499,340	3,894
旧法	633,504	300,895	53,805	30,792	244,201	3,811
新法	24,495,465	16,549,664	2,408,939	296,423	5,240,440	・
（別掲）基礎年金	18,604,141	10,103,875	8,170,197	269,248	60,821	・
船員保険（旧法）	28,897	12,095	180	1,839	14,700	83
旧共済組合計	321,554	238,299	12,274	1,981	68,913	88
旧法	124,414	101,829	697	1,151	20,649	88
新法	197,140	136,470	11,577	830	48,263	・
（別掲）基礎年金	130,168	89,720	39,470	978	1	・
国民年金計	24,435,032	22,329,045	215,215	1,807,241	83,531	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,698,727	3,130,105	73,897	1,468,327	26,397	・
旧法抛出处	210,083	133,294	45,823	27,855	3,111	・
新法基礎年金	24,224,949	22,195,751	169,392	1,779,386	80,421	・
（再掲）基礎のみ	5,344,909	3,806,146	28,500	1,480,441	29,822	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,488,645	2,996,811	28,074	1,440,472	23,287	・
福祉年金	2	2	・	・	・	・
合計	49,914,454	39,429,999	2,690,413	2,138,276	5,651,784	3,982

注1. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額であり、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額である。

2. 年金総額には一部停止額を含む。

3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。

4. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。

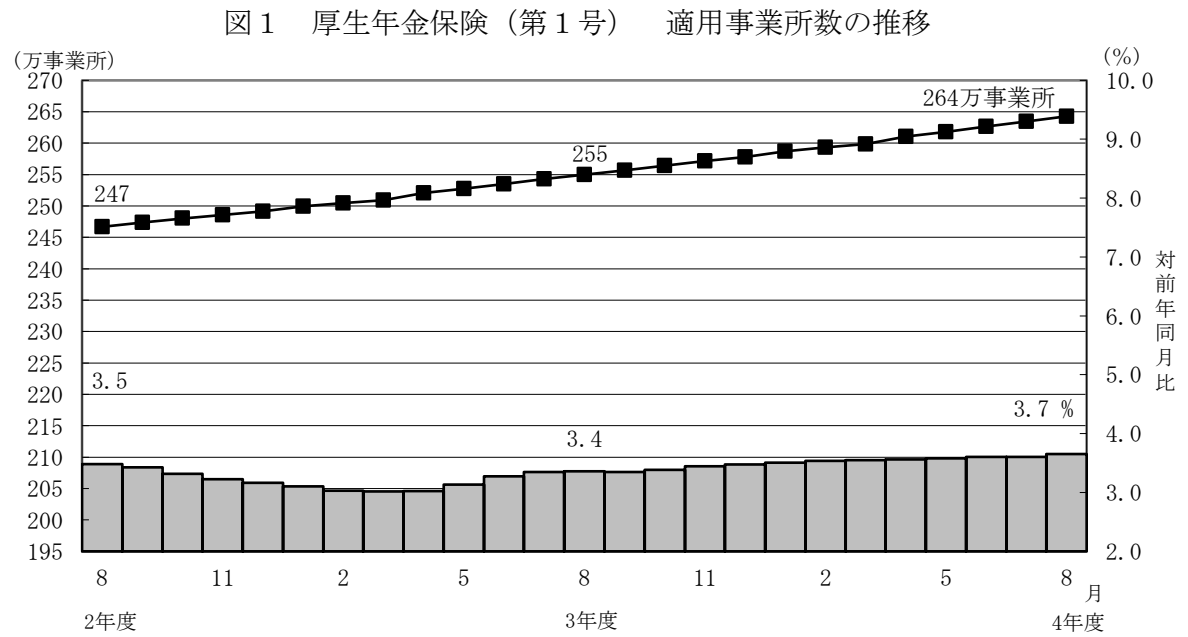
5. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。

6. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。

2. 厚生年金保険

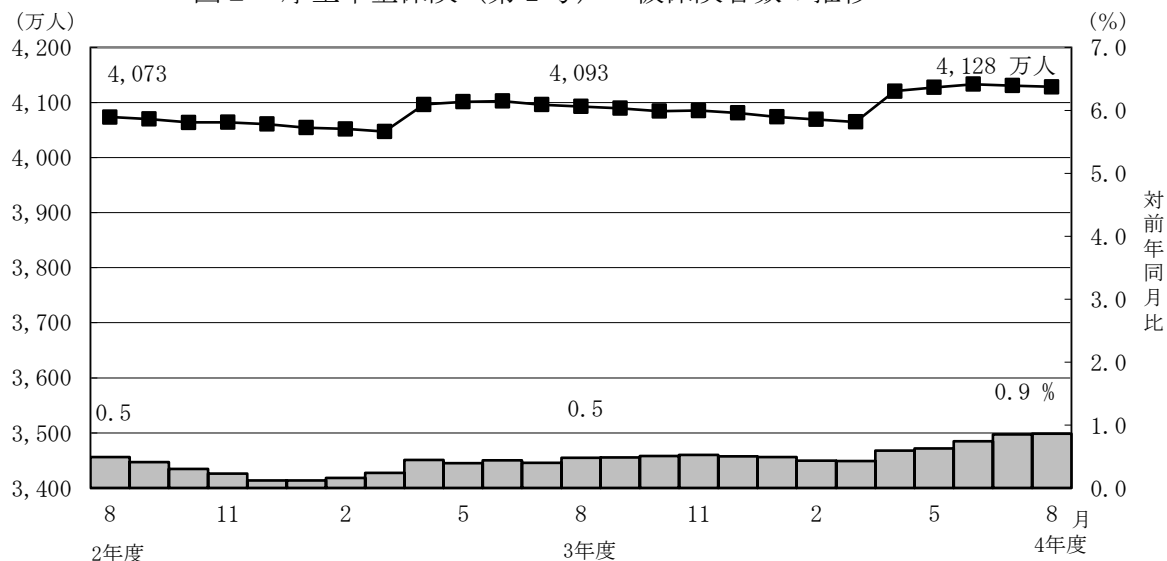
(1) 適用状況

○ 令和4年8月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は264万事業所であり、前年同月に比べて9万事業所（3.7%）増加している。



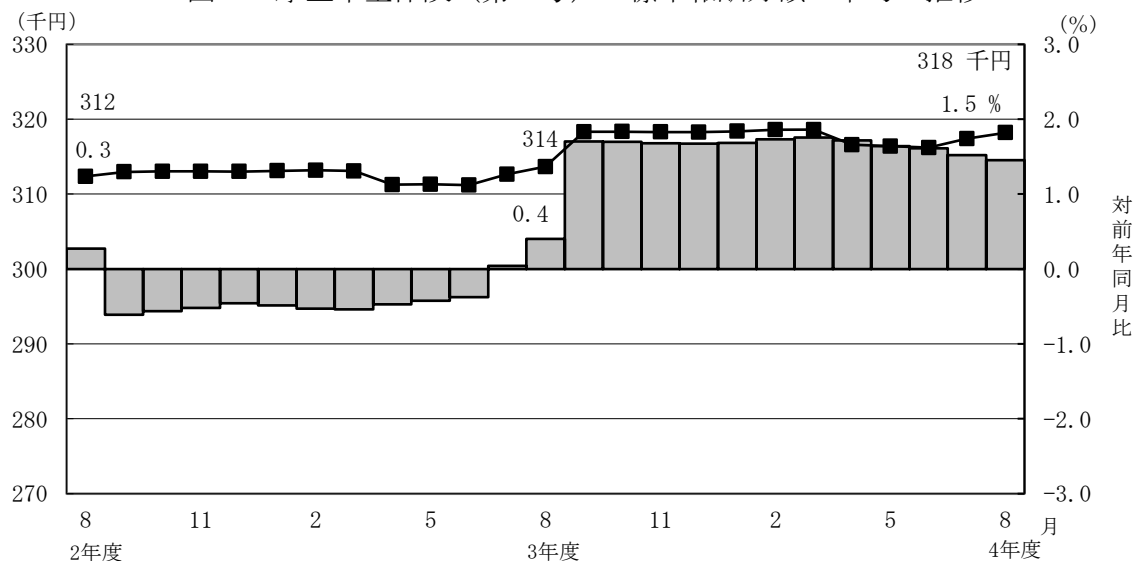
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,128万人となっており、前年同月に比べて35万人（0.9%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,497万人（対前年同月比5万人、0.2%増）、女子が1,626万人（対前年同月比30万人、1.9%増）、坑内員が4百人（対前年同月比20人、4.5%減）、船員が5万人（対前年同月比82人、0.2%減）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額の前平均は、31万8,200円となっており前年同月に比べて1.5%増加している。内訳をみると、一般男子は36万954円（対前年同月比1.4%増）、女子は25万2,217円（対前年同月比2.0%増）、坑内員は37万2,834円（対前年同月比1.7%増）、船員が41万5,706円（対前年同月比0.8%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の前平均の推移

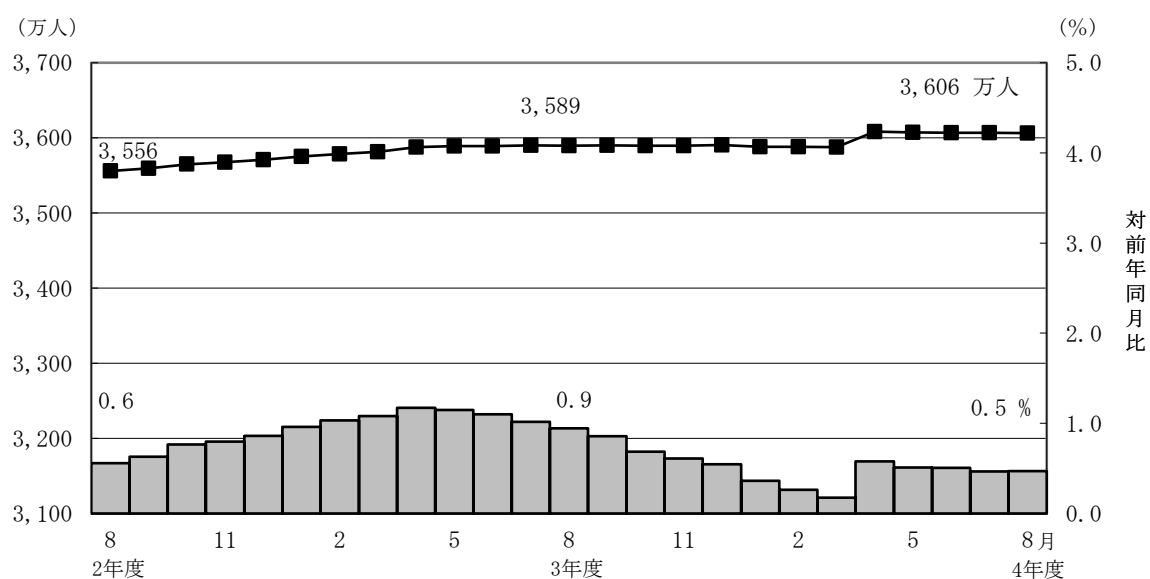


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は28万事業所、賞与支給被保険者数は361万人、標準賞与額の前平均は27万3,957円となっている。

（２）給付状況

- 令和4年8月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,606万人（旧法厚年分62万人、新法厚年分3,514万人、旧法船保分1万人、旧共済分29万人）で、前年同月に比べて17万人（0.5%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は2,982万人（旧法厚年分34万人、新法厚年分2,925万人、旧法船保分5千人、旧共済分23万人）で、前年同月に比べて10万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は49万人（旧法厚年分3万人、新法厚年分46万人、旧法船保分9百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（3.6%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は575万人（旧法厚年分25万人、新法厚年分543万人、旧法船保分9千人、旧共済分6万人）で、前年同月に比べて5万人（0.9%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和4年8月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、14万4,495円となっている。

○ 令和4年8月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は3万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は15万人となっている。

表4 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

		失 業 給 付								
		件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 4 年	3 月	31,337	19,226	12,111	20,102,403	17,738,251	2,364,152	53,458	76,885	16,267
	4 月	29,255	17,854	11,401	18,669,744	16,449,689	2,220,056	53,181	76,779	16,227
	5 月	31,135	19,366	11,769	19,789,696	17,478,827	2,310,868	52,967	75,213	16,363
	6 月	33,192	20,414	12,778	20,575,269	18,101,400	2,473,869	51,657	73,893	16,134
	7 月	33,290	20,162	13,128	20,263,513	17,734,379	2,529,134	50,725	73,300	16,054
	8 月	32,761	19,797	12,964	19,781,689	17,279,892	2,501,797	50,318	72,738	16,082

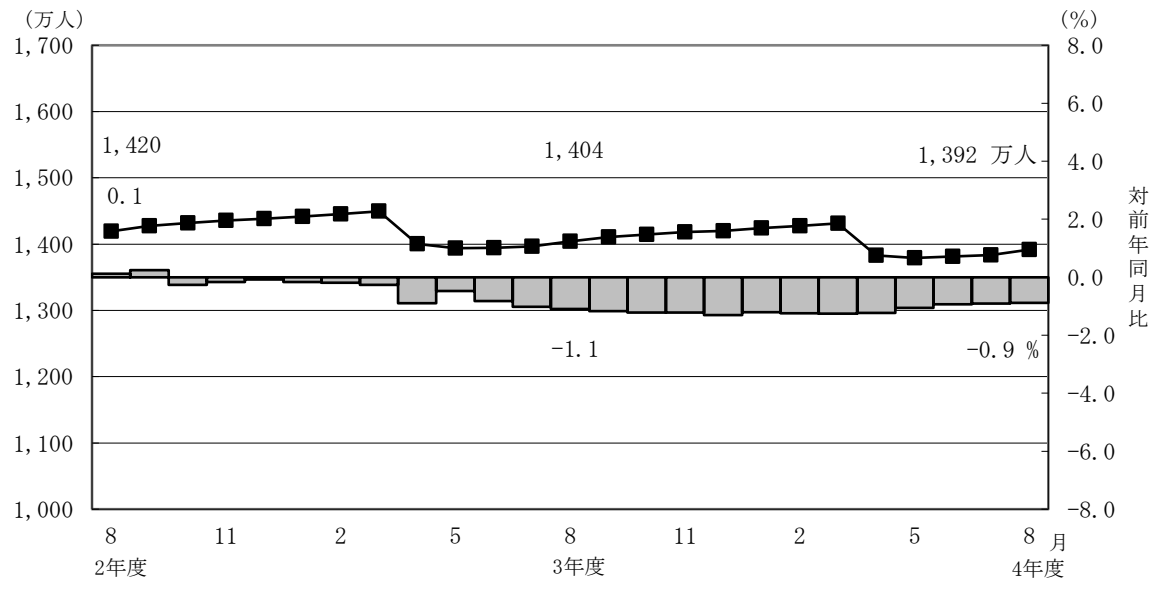
		高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
		件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 4 年	3 月	151,968	145,609	6,359	19,985,950	19,400,391	585,559	10,960	11,103	7,674
	4 月	152,305	146,075	6,230	20,057,676	19,485,938	571,737	10,975	11,116	7,648
	5 月	148,820	142,764	6,056	19,552,933	19,011,162	541,771	10,949	11,097	7,455
	6 月	148,238	142,496	5,742	19,621,635	19,098,856	522,780	11,030	11,169	7,587
	7 月	148,382	142,843	5,539	19,711,293	19,200,212	511,082	11,070	11,201	7,689
	8 月	145,338	139,739	5,599	19,212,891	18,701,097	511,794	11,016	11,152	7,617

3. 国民年金

(1) 適用状況

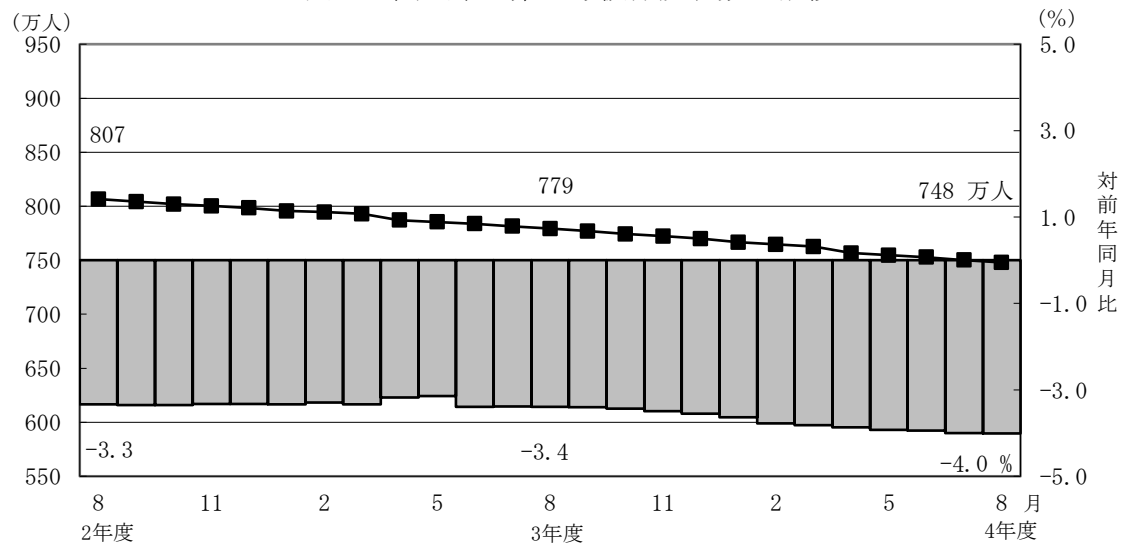
- 令和4年8月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,392万人となっており、前年同月に比べて12万人（0.9%）減少している。内訳をみると、男子は730万人（対前年同月比6万人、0.8%減）、女子は661万人（対前年同月比7万人、1.0%減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は748万人となっており、前年同月に比べて31万人（4.0%）減少している。内訳をみると、男子は12万人（対前年同月比3千人、2.3%増）、女子は736万人（対前年同月比32万人、4.1%減）となっている。

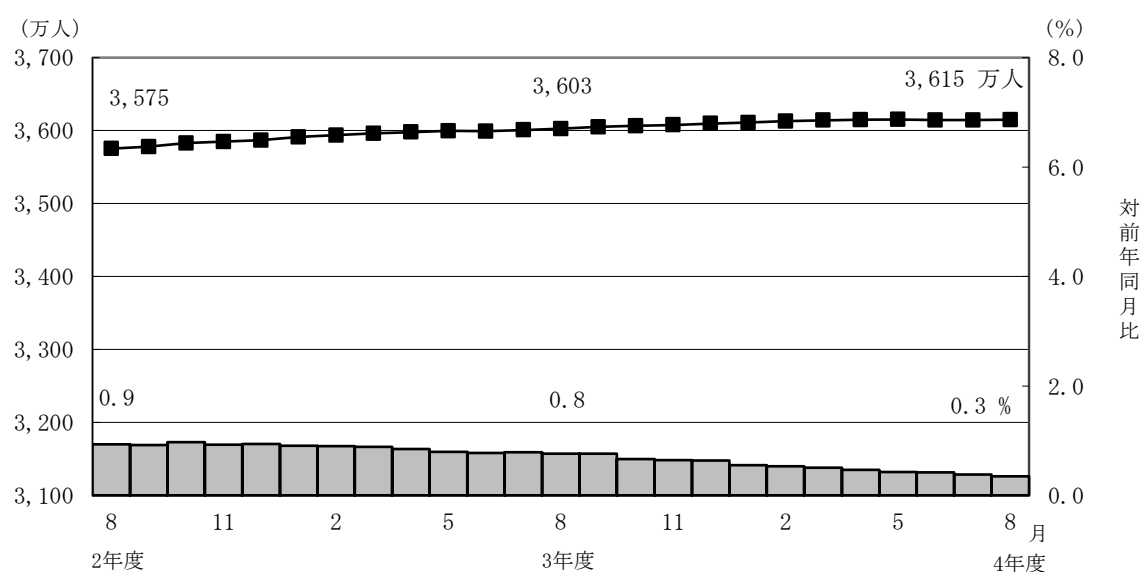
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和4年8月末の国民年金受給者数は3,615万人（旧法拠出制51万人、基礎年金3,564万人）で、前年同月に比べて12万人（0.3%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,396万人（旧法拠出制47万人、基礎年金3,349万人）で、前年同月に比べて8万人（0.2%）増加している。
- 障害給付の受給者数は211万人（旧法拠出制3万人、基礎年金207万人）で、前年同月に比べて5万人（2.3%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は8万人（旧法拠出制7千人、基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.7%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和4年8月末で5万6,325円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万3,220円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金の老齢給付の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、8月は新規裁定者9千人のうち繰上げ受給権者が6百人となっており、繰上げ受給率は6.7%である。なお、令和3年度新規裁定者の繰上げ受給率は4.7%となっている。